

那覇地方裁判所委員会（第35回）議事概要

1 開催日時

令和4年7月13日（水）午後2時から午後3時40分まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 テーマ

裁判員制度について（主として若年層への広報の在り方）

4 出席者（委員は五十音順、敬称略）

（委員）赤嶺由紀子、新垣和也、上原修、小野裕信、金城傑、玉城学、徳永義光、渡慶次一司、初又且敏、福渡裕貴、松尾晋哉、村越一浩（委員長）

（説明者）那覇地方裁判所刑事部裁判官 加藤貴

那覇地方裁判所事務局総務課課長補佐 新田由美子

（参列者）事務局長、事務局次長

（事務担当者）総務課長、総務課課長補佐、総務課広報係

5 議事

(1) 各委員の紹介

(2) 前回の那覇地方裁判所委員会の振り返り

総務課長から前回の那覇地方裁判所委員会（テーマ：民事訴訟事件のIT化）での意見交換を踏まえた那覇地方裁判所における取組状況について説明した。

(3) 今回のテーマに関する説明及びウェブ会議の実演

① 刑事部裁判官から「裁判員制度の概要」に関する説明を行った。

② 総務課課長補佐から「裁判員制度広報の実績」に関する説明を行った。

- ③ 刑事部裁判官から昨年度実施した中学校との「オンライン授業」のデモを行った。

(4) 意見交換

(発言者の表示：●委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◆裁判所委員，◇説明者)

- 今回のテーマについて、次の点につき意見交換をさせていただき、御意見等を賜りたい。
 - ・ 本日の説明及び裁判員制度（主として若年層への広報の在り方）の意見・感想について
- 学校が休みの時に、学生が複数名で団体傍聴している場合には、公判担当裁判官が声を掛けて、裁判手続について説明をしたり、質疑応答をしている例もあるようであるが、実際の状況についてお伺いしたい。
- ◆ 夏休み等の時期が多いが、学校の先生と一緒に来られた方や家族連れで来られているような方に対して、裁判が終了した後に裁判官から声をお掛けし、裁判官に聞いてみたいことや裁判員制度等についてお話ししている。
- 法曹関係に興味を持たれて傍聴している方が多いと思うので非常によい取り組みであると感じた。

先ほどの説明では、クイズ形式で説明していただき、これまでの裁判所に対するイメージと違って裁判所を身近に感じる事ができた。

新聞記事等を読んだときに裁判官の顔が浮かぶことは子供たちにとって大事なことと思うので、コロナ禍で大変だとは思いますが、オンライン等を活用して、学校だけでなく職域に対しても出前講義を続けてほしい。
- 学校では社会との繋がりを意識した教育を行っており、多くの外部

講師に入らせていただいている。最近では人権教育ということで弁護士の先生からの講義や、県警とも連携して薬物乱用防止という観点から講義をしていただいた。裁判官にも学校現場に入らせていただき裁判員制度等についての講義を行っていただきたい。例えば、学校側に早めに連絡することで、各学校の年間指導計画に組み込むことができると思う。県立高校の場合、翌年のスケジュールが決まるのは10月、11月頃である。小中学校の場合は管轄が市町村の教育委員会なのでもう少し早いかもしれない。

- 全高校生を対象に、例えば授業の中に組み込むような、高校生にダイレクトにアプローチする即効性のある仕組みを検討してはどうか。
- 那覇市では、市の広報としてHPに掲載して行っているが、HPを見ていない方も多くいらっしゃるので、SNSでの広報を取り入れており、その中でQRコードを貼り付けるなどしている。若い方はSNSの利用が多いこともあるので、裁判所においてこのような活動を行っているかお伺いしたい。
- 法曹委員からは、事前に「広く周知していくためには、動画ツール等の広報ツールが必要だと思います。若年者向けの広報ツール（人出がかからないもの）を作成して、各学校等で活用いただけるようにすべきだと思います。」という意見をいただいているが、補足等はあるか。
- ◎ 各学校で話を聞く機会を作っていくことが大切である。できればライブが良いと思うが、マンパワーの問題もあり難しいと思うので、地元の裁判官も出演する広報ツールを作成してはどうか。弁護士会では弁護士が出身校に出向いて講演することを計画中である。
- 裁判所の現状では、裁判員裁判に関する広報として、最高裁のHPにおいて動画を掲載している。

弁護士会の中で若年層の広報に力を入れていると聞いているが、ど

のような活動を行っているかお伺いしたい。

- ◎ 弁護士会では、弁護士の仕事の内容を知っていただきたいということで、昨年度「弁護士になろう 8人のチャレンジ」という冊子を作成し、弁護士の仕事内容、弁護士になるきっかけ等を紹介しており、各学校に配布している。

- 検察庁での広報活動について紹介していただきたい。

- ◎ 検察庁は、裁判員裁判の黎明期には市民参加型で草の根広報を行い、出身学校、町内会に出向き広報を行った。

裁判所でも地元裁判官が母校訪問を検討していると聞いているが、非常によい取り組みであると思う。やはり、地元の先輩から話を伺うことは非常に親しみやすい。

検察庁は、移動教室、出前授業（検察事務官が市民目線で説明）を再開している。今年の夏には、法教育の一環で、教員に対する検察事務の説明に検察官を派遣することを予定している。

- 弁護士会、検察庁ともそれぞれのアプローチで広報を行っており、その中で裁判官への協力依頼を受けることもあるが、従来はそれぞれが独自で動いていることが多かった。今後は互いに連携することで工夫できればよいと感じた。

今後、若年者に対してどのように裁判及び法律に興味を持ってもらうかについての御意見をお伺いしたい。

- 学校等に出向き、若い人に対し講義を行うことは効果的で有意義である。それが犯罪の減少につながるのではないか。

- 実際の裁判員裁判に参加している裁判員と評議を行っている、「社会の中でなぜこのような犯罪を犯してしまったのだろうか」「背景にいろいろある」と考えさせられる裁判員もいらっしゃるのではないか。

- ◆ 裁判員になるまでは、事件は報道で見るものであり、報道を見て酷い犯罪であるとの感想をお持ちの方が多いが、実際に目の前で被告人やその家族、被害者やその家族あるいは事件の背景を見ると、「少し思いが揺れ動いた」「一面的にではなく、多くの見方がある」等の感想を持たれる方がいらっしゃる。具体的には、社会として、被告人にどのように立ち直ってもらいたいのか、刑務所に入れるだけが正解なのか等を考えさせられるとの感想がある。
- その他御意見等はあるか。
- 裁判員制度も10年を超えていて、先日あった選挙では若年層の投票率が低く、裁判員制度への参加についても同じように感じる。裁判員になられる方の年齢の構成は年齢層が高い方が多いのか、それとも平均的に辞退せずに参加されるのか。また、広報の最終的な目標として、「辞退者を減らす」ということなのかをお伺いしたい。
- ◆ 裁判員等として参加された方のアンケート結果によると、20代と回答された方が概ね13%程度である。これは日本の人口比率を考えると、若年層も相応に参加しており、参加が少ないということではない。実際に裁判員裁判を行っていくなかで、若年者の参加率が低いという感覚もない。他方で、人生経験の不足から裁判員裁判に参加することに不安がある方もいるとの報道もあり、このような不安の解消が重要であると考えている。
- 辞退される方については、個人的に何等かの理由があつて辞退されており、やむをえない所があるが、一番危惧しているのは、「食わず嫌い」で制度から遠ざかっていることである。そのために若いうちから裁判員制度の意義について説明しておく必要がある。裁判員制度が始まって10年以上経過した中でも若年層に法教育として裁判員制度をきちんと伝えることが、将来の制度基盤となる。

- 現在の学校教育の教科書の内容は承知していないが、きちんと触れておく必要があると感じた。
- 高校教育の「公共」という科目、「現代社会」、「政治経済」において裁判員制度について掲載している。

裁判員を多くの人が辞退するという現状があるのか。また、高校生が裁判員候補者となった場合、受験等を控えているような場合辞退することは可能か。

- 配布資料「裁判員裁判の実施状況について」に辞退率について記載しており、例えば令和3年度では66.9%の方々が辞退しているのが現状である。

◇ 高校生の辞退事由の判断についてであるが、受験等と重なった場合の辞退の申出は実際にあり得る話である。「社会生活上の重要な用務があるような場合」には辞退できるとされており、受験や親族の葬式等の事情での辞退も申出があれば辞退は認めることになると考えられる。

- ◆ 裁判員法ではどういった場合に辞退できるのかが決められており、学校教育法1条の学校の学生生徒については学業を優先し、辞退を申し出ることができる。逆に大学生で辞退せずに予定をやりくりして参加された例もある。

- 学生が選ばれた場合の留意点については、文部科学省から、「高等学校等の生徒が在学中に裁判員等に選ばれた場合の留意事項について」という文書が発出されている。

- 裾野を広げて認識してもらおうとなれば、講義を素材化し、各学校で視聴できるようにするのが手っ取り早いのではないか。また、法の日等に大型ショッピングモールのイベント会場で出前講義や模擬裁判等を行うことはどうか。インパクトがあるし子供達の記憶にも残ると思

う。

- ◎ 裁判員裁判の広報に限らない話になるが、高校生を対象に「仕事ミュージアム」と題した職業紹介のイベントが大型会場で行われた際には、弁護士会もブースを出している。弁護士会だけでなく、法曹三者でブースを出すことも検討してはどうか。
- ◆ これまでの経験から実際に傍聴に来られる学生は、最初は緊張している方が多いが、実際に裁判を見ることで裁判のイメージが湧いた等の意見を聞くことが多いので、やはり実際に体験していただくことが有益であると感じた。本日の御意見等を踏まえできる限り取り組んで行きたいと感じた。
- 本日は、裁判員制度（主として若年層への広報の在り方）に関し、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

(5) 次回予定

テーマ及び日程は追って指定する。

以 上